

入札公告「企業におけるデジタル戦略・デジタル技術・デジタル人材に関する調査」に係る一般競争入札に関する Q&A

最終更新日 2021年4月16日
独立行政法人情報処理推進機構

No.	該当箇所	質問	回答
1	入札説明書 p.16	海外調査の対象国を選択するにあたって、欧州等の他の国もある中で米国とした理由は何か。	本調査では企業におけるデジタル戦略の推進状況や実施における課題・成功要因、デジタル技術の利活用状況や利活用にあたっての課題、デジタル技術の導入推進や利活用するデジタル人材の全体像に関して調査します。DX やデジタル技術の利活用が最も進んでいるのが米国と考えており、適切な情報が得られると考えています。
2	入札説明書 p.18	米国アンケート調査の有効回答数が 300 件以上というのは、かなり多いと思われる。300 件以上とした理由は何か。	アンケートは単純集計だけでなくクロス集計も行います。ある程度の回答件数がないとクロス集計はできないため、300 件以上は必要と考えています。
3	—	IPA として過去に米国アンケート調査で 300 件以上を回収した調査実績があるか。	IPA が 2017 年に実施した「AI の取組状況に関するアンケート調査」*では、日米独の民間企業に勤めるマネジメント層に対してアンケート調査を実施し、米国からは 311 件の回答を得ています。 * https://www.ipa.go.jp/files/000082710.pdf
4	入札説明書 p.20 仕様書 4.2.2 インタビュー対象者の選定	インタビューを企業に所属する役員や責任者だけでなく、学術研究者やコンサルタントにも行う狙いは、客観的・俯瞰的な視点から回答を得ることで、特定企業の回答が固有性を帯びたものかどうか、を検証するためと考えてよいか。	学術研究者やコンサルタントの客観的・俯瞰的な視点からの回答を得るという認識は相違ありません。客観的・俯瞰的な回答の主目的としては、インタビュー件数が限られる中で業種や業界に偏らない汎用的な潮流や手法の情報を得て、分析結果を社会に広く受け入れられるものにするためです。

No.	該当箇所	質問	回答
5	入札説明書 p.9 契約書案 第17条(知的財産権)	契約書案 第17条(知的財産権)において、「知的財産権は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。」について、以下のような調整は可能か。 ①アウトプットの知財権を乙にも帰属とする ②アウトプットの知財権は甲帰属とし、乙にも全面的な利用権を付与 ③アウトプットの知財権は甲帰属とし、乙にはアウトプットのうち汎用性のあるものについて利用権を付与	①～③のいずれも調整はできません。なお、調査結果等はIPAが刊行する新しい白書等のコンテンツとして公開する予定ですので、公開部分は引用が可能になります。
6	入札説明書 p.9 契約書案 第19条(成果の公表等)	契約書案 第19条(成果の公表等)において、第6項に「本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。」について、以下のような調整は可能か。 ①第19条第6項を削除 ②本契約終了後の期間を明記(3か月、6か月、など) ③第3項に「甲への協力およびその内容については、甲乙協議の上で決定する」を追記	①～③のいずれも調整はできません。
7	入札説明書 p.6 契約書案 第2条(再請負の制限)	契約書案 第2条(再請負の制限)において、「乙は、請負業務の一部を第三者(以下「再請負先」という。)に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。」について、具体的な項目や記載内容はどのようなものになるのか。	契約書案 第2条に記載のとおり、再請負先、再請負の対価、再請負作業内容などのほか、再請負の理由や会社概要などになります。

No.	該当箇所	質問	回答
8	入札説明書 p.16 仕様書 3.4 報告会 等の実施	「IPA が設置した「IPA 新白書有識者委員会」において調査内容や結果等を報告し、出された意見を反映する」について、具体的な回数、日程、審議の内容を教えて欲しい。	入札説明書 p.21 仕様書 「4.4.3 IPA 新白書有識者委員会における調査結果等の報告と反映」に記載のとおり、回数は2回程度、審議の内容は調査の遂行状況や調査結果について説明することとし、委員会で出された意見を調査や報告書に反映していただきます。日程につきましては6月以降を予定しています。
9	入札説明書 p.45 独立行政法人 情報処理 推進機構入 札心得 第17条(契 約書の提出)	独立行政法人情報処理推進機構入札心得 第17条(契約書の提出)において、「落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、落札決定の日から5日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。)に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。」について、本記述に従うと、5月6日(木)が期限になるのか。一方、ゴールデンウィークにより営業日が1日のみ(4月30日)であることから、期間延長は可能か。	契約担当職員等との調整により、提出期限の延長は可能です。

No.1～3 4月8日公開

No.4～9 4月16日公開